

香港ビジネスと税務ガイド (5)

香港の租税協定、 その他税金、外国人による証券投資

March 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

香港は、その税制度や歴史的背景により、外国企業による中国投資の玄関口として重要な役割を担っています。今回は、その香港における租税協定、その他税金、外国人による証券投資について解説します。

「香港ビジネスと税務ガイド (4) 香港の給与所得税、不動産所得税、税務上の義務」(2017 年 1 月 19 日付掲載)では、香港における給与所得税、不動産所得税、税務上の義務について解説しました。今回はその続編として「香港の租税協定、その他税金、外国人による証券投資」について解説します。

9.租税協定

香港は他の国や地域との間で、2014年2月時点で29に及ぶ包括的租税協定ないし条約を締結しています（以下の表を参照）。租税条約が締結されている国に関しては、香港において特定の所得に対して課される税額から、外国で当該所得に関して課された税額を控除することができます。ただし、税額控除については、当該所得に関して香港で課される税額が限度とされています。租税条約における優先適応源泉所得税率については、以下の表の通りです。

【香港が包括的租税協定ないし条約を締結している国や地域の租税条約における優先適応源泉所得税率（2014年2月）】

国・地域	発効課税年度	条件該当法人 (%)	配当 その他 (%)	利子 (%)	ロイヤルティー (%)	技術上の役務提供 (%)
オーストリア	2012/2013	0	10	-	3	
ベルギー	2004/2005	0/5	15	10	5	
ブルネイ	2011/2012	-	-	5/10	5	15
カナダ	2014/2015	5	15	10	10	
チェコ	2013/2014	5	5	-	10	
フランス	2012/2013	10	10	10	10	
ガーナ	2014/2015	-	-	-	4	
ハンガリー	2012/2013	5	10	5	5	
インドネシア	2013/2014	5	10	10	5	
アイルランド	2012/2013	-	-	10	3	
イタリア	2016/2017	10	10	12.5	15	
日本	2012/2013	5	10	10	5	
ジャージー	2014/2015	-	-	-	4	
クウェート	2014/2015	0/5	5	5	5	
リヒテンシュタイン	2012/2013	-	-	-	3	
ルクセンブルク	2008/2009	0	10	-	3	
中国本土	2007/2008	5	10	7	7	
マレーシア	2013/2014	5	10	10	8	5
マルタ	2013/2014	-	-	-	3	
メキシコ	2014/2015	-	-	4.9/10	10	
オランダ	2012/2013	0	10	-	3	
ニュージーランド	2012/2013	0/5	15	10	5	
ポルトガル	2013/2014	5	10	10	5	
カタール	2014/2015	-	-	-	5	
スペイン	2013/2014	0	10	5	5	
スイス	2013/2014	0	10	-	3	
タイ	2006/2007	10	10	10/15	5/10/15	
イギリス	2011/2012	0/15	0/15	国内税率	3	
ベトナム	2010/2011	10	10	10	7/10	

10.その他税金

印紙税

印紙税は、香港において登記義務がある株式やその他証券の権利移転証書、ないし土地や建物の移転やリースに関する文書について課税されます。印紙税の課税率は、株式やその他証券についての支払い対価、もしくは市場における公正価格のうち高い方の0.2%となっています。不動産のリースに関する印紙税額については、リース期間およびリース費用に応じて決定されます。

二重印紙税

2013年2月23日以降、居住用および非居住用不動産の売却に関わる二重印紙税の税率は、2013年改正印紙税法にて規定されている税率でもって施行されます。香港永住者による居住用不動産の取得については、香港永住者が、

当該居住用不動産の取得時に香港にて他の居住用不動産を所有していないならば、従来の印紙税率でもって課税されることとなります。居住用不動産の売却価格と相応する印紙税率については、以下の表をご参照ください。

【居住用不動産の売却価格と相応する印紙税率】

香港ドル(百万)	2013年2月23日以降二倍印紙税率	従来税率
0-2	1.50%	100香港ドル
2-3	3.00%	1.50%
3-4	4.50%	2.25%
4-6	6.00%	3.00%
6-20	7.50%	3.75%
20以上	8.50%	4.25%

なお、90%以上の資本関係がある関連会社間での資産ないし株式譲渡については、印紙税が免除されます。

特別印紙税

上述の印紙税に加え、2010年11月20日以降に取得された住居資産の売却に関しては、特別印紙税が課税されます。そして、特別印紙税については、課税対象住居資産が2012年10月27日以降に取得され、かつ取得日から36カ月以内に再販売される場合には、より高い税率が適用されます。住居資産の保有期間と特別印紙税の税率については、以下の表の通りとなっています。

【住居資産の保有期間と特別印紙税の税率】

所有月数	2012年10月27日以降に取得された居住用物件 に関しての税率	2010年11月20日から2012年10月26日の間 に取得された居住用物件に関する税率
0-6	20%	15%
6-12	15%	10%
12-24	10%	5%
24-36	10%	-

購入者印紙税

2012年10月27日以降、香港非永住者もしくは非香港企業（香港で設立されているか否かを問わない）は、居住用不動産の取得に当たっては、取引価格もしくは公正価値のいずれか高い方の15%の税率により、購入者印紙税を納付しなければなりません。居住用不動産の売却に関わる従来の印紙税に加えて、契約書の発効から30日以内に、居住用不動産の購入者もしくは譲り受け人は、追加的に購入者印紙税を納付する義務があります。

物品税

酒類、たばこ、炭化水素油やメチルアルコールなどに関しては、物品税が課されます。また、自動車に対して物品税は課されませんが、運輸省に対して初回登録税を納付する義務があります。

空港利用税

香港から空路により出国するあらゆる個人は、120香港ドルの出国税を納付する義務があります。なお、12歳以下の子どもについては、空港利用税が免除されています。

賭博税

賭博税は馬券購入、くじ、サッカーくじなどから得られた純収入に対して課税されます。

その他

付加価値税、売上税、贈与税、ホテル宿泊税、娯楽税といった税は課税されません。

11.外国人による証券投資

香港においては、香港内企業と香港外企業による証券投資の間に異なった扱いはなされておらず、香港外企業による投資も歓迎されています。外国人もしくは外国企業による証券投資ならびにその他投資について、特別な制約は課されていません。

交通

飛行機、鉄道、船、バスなど交通手段が極めて発達しています。赤鱲角（せきろうかく）には国際空港があり、鉄道や高速道路が香港全土にわたり整備されています。

時差

年間を通じて、グリニッジ標準時に対して 8 時間の時差があります。

営業時間

企業の一般的な営業時間は、月曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 5 時、土曜日は午前 9 時から午後 1 時となっています。また、銀行の一般的な営業時間は、月曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 4 時 30 分、土曜日は午前 9 時から午後 0 時 30 分となっています。

【2017 年 香港の祝日と休日】

香港の祝日・休日（2017年）	
▪ 元旦（振替休日）	1月1日（2日に振替）
▪ 春節	1月28日～31日
▪ 清明節	4月4日
▪ グッドフライデー	4月14日
▪ グッドフライデー翌日	4月15日
▪ イースターマンデー	4月17日
▪ 労働節	5月1日
▪ 仏誕節	5月2日
▪ 端午節	5月30日
▪ 香港特別行政区成立記念日	7月1日
▪ 国慶日	10月1日（2日に振替）
▪ 中秋節翌日	10月6日
▪ 重陽節	10月28日
▪ クリスマス	12月25日
▪ ボクシングデー	12月26日

CONTACT

Mazars

Japan Desk

大澤 健彦 Osawa Takehiko
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. Takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn